

=配達証明=

清水悠路様
清水重佳里様
〒100-0001
東京都千代田区千代田

[Redacted]

清水悠路様
清水重佳里様

[Redacted]

[Redacted]

弁護士 [Redacted]

複写

複写

複写

複写

複写

複写

ご通知書

〒 [REDACTED] - [REDACTED]

清水悠路 様

清水亜佳里 様

令和5年4月26日

〒 [REDACTED] - [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

前略 当職は、合同会社ミヤビ（以下「通知会社」といいます。）の代理人として、清水様に対し、以下のとおりご通知致します。

まず、本件事故により大切なご子息様のお命が失われたことについて、改めて謝罪と追悼の意を表させていただきます。

通知会社がはっきりと認識した日付は不明ですが、清水亜佳里様は、令和5年2月下旬から同社周辺で本件事故に関する聞き込み調査等のご活動をされるようになりました。この際、清水亜佳里様は通知会社の従業員等に話しかけることは無く、以前に宇津に対して「顔を見たくない」等のご発言されていたこと、清水様のご依頼されていた弁護士が同月24日に辞任される際、別の代理人が選任される旨述べられていたことなどから、

① 同社が清水様に対し、同年3月16日付回答書を郵送したこと以外は、通知会社から積極的に働きかけることは控えておりました。

こうした状況の下、清水亜佳里様が本件事故についてインターネット上（主にツイッター）で情報発信をされているとの情報が通知会社に入りました。そのため、通知会社は、貴女のツイート及びリツイート等（以下「ツイート等」といいます。）を確認させて頂きましたが、事実と異なる箇所が何か所か見受けられたため、次のとおりお伝え致します。

② まず、本件事故について、通知会社が説明をしていないかのようなツイート等がありますが、同社は同事故直後から清水様に口頭で何度も事故原因を説明しております。また、清水様からの要請に基づき、同年1月16日付報告書もお渡しし、同書に対する清水様からの詳細な質問事項についても、同年3月16日付回答書で

説明しております。

通知会社は吹田市役所及び豊中市役所に対しても本件事故について書面で報告しております。

- ③ 従って、通知会社が本件事故について説明をしていないかのようなツイート等は事実ではありません。
また、通知会社が説明を二転三転させているとのツイート等もありますが、このような事実もございません。
- ④ 確かに、清水君が神崎川方面に向かって走り、行方不明となった後に尾崎が取った行動等について、通知会社が説明を訂正したことはありましたが、何かを隠そうとしたものであるとか、意図的なものでもありません。
- ⑤ 真実を隠しているとのツイート等も度々見受けられますが、真実を隠している事実はございません。
- ⑥ さらに、ツイート等の中には、清水君が発見された時は全裸であり、警察は意識がなくなる前に、苦しくてもがいて脱げていったと説明したというものがあります。しかしながら、代表者及び宇津はご遺体に掛けられたブルーシートの隙間から、服を着ていた点を確認しております。
- 従って、全裸であったとのツイート等は事実と異なるものではないかと考えております。事実関係確認のため、よろしければ上記のように説明した警察官の氏名を明らかにして頂ければ幸いです。

ツイート等で求められている説明会についてですが、前向きに検討させていただきます。但し、円滑な進行のため、清水様において、どのような真相をお知りになりたいのか事前に書面で明らかにするようお願いいたします。また、説明会は通知会社の事業所で行うこととし、参加者は清水様と現在の利用者のみとさせていただきます。無条件の参加を認めると、特に個人情報の保護に抵触する恐れがあるためであり、ご理解の程をお願いいたします。

最後になりますが、通知会社に対するご質問、ご要望がある場合は、当職まで直接お願い致します。今後、本件事故に関して清水様と話し合わなければならないことは沢山ございます。当職からご連絡させて頂くこともあるかと思われますので、よろしく申し上げます。

- ⑦ なお、本書をインターネット上で公開することはお控え頂きますようお願い致します。 敬具

郵便認証司

5. 4. 26

この郵便物は令和 5年 4月 26日
第 [] 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 [] 号

2/2 頁

新 東 京

5. 4. 26

12-18